

## 対米投資におけるCFIUSの新動向と対応策

共催セミナー:

XIB キャピタルパートナーズ

モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 伊藤 見富法律事務所)

\* 本セミナーは招待者限定となります。

### セミナー概要

米国のトランプ政権は外国企業による雇用創出型の米国への投資を奨励する一方で、国家安全保障を阻害する可能性のある投資を積極的に制限する方針です。かかる観点から対米投資の審査を行い大統領に対して勧告を行う対米投資委員会(CFIUS)は、近年その審査対象の範囲を拡大し、さらに審査対象を拡大するための法改正の議論も高まっています。EUでも同様の法規制が導入されることが最近公表され、日本の外為法も同様の視点からの改正が行われたばかりです。

これまで日本企業による対米投資がCFIUSにより阻止された例は多くなく、日本企業も特定の機微産業への投資でなければ重視しない傾向にありました。しかし、今やCFIUSは反トラスト法や政府の許認可などと同様のレベルで事前検討を行うべき重要な項目になってきており、米国でのM&A及び投資を検討されるお客様からのお問い合わせ等を多くいただいております。一方で、国家安全保障の概念は不明確であり、CFIUSの審査がブラックボックスの中で行われることから、対応策の検討には近時の公表事例を研究することが不可欠です。

本セミナーでは、これまであまり焦点が当てられてこなかったCFIUSに関して基本的なご理解をいただくとともに、ケーススタディを通じて、これから対米投資を行う日本企業の皆様への影響や対応策を考察いたします。

本セミナーでカバーする項目は、以下のとおりです。

- CFIUSとはなにか?
- CFIUSのメンバー
- CFIUSの沿革
- CFIUSによる審査対象
- CFIUSによる審査手続きのフロー
- CFIUSによる審査上の考慮事項
- CFIUSによる懸念緩和措置
- 議会によるCFIUSの監視
- CFIUSに対する届出と審査の実態
- CFIUSによる最近の審査事例のケーススタディ
- CFIUSによる審査の新たな動向
- CFIUSによる審査への対応策

上記論点を中心に対米投資規制に関するセミナーを当該規制を米国にて対応しておりますモリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所のニューヨークオフィス・パートナーである渡邊より現地での直近の動向を踏まえて、お話させていただきます。

皆様のお越しを心よりお待ちしております。

【日時】 2017年11月29日(水) 12:00 - 13:30 \*軽食・お飲み物をご用意いたします。

【場所】 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 伊藤 見富法律事務所) 会議室  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 (代表: 03-3214-6522)

【講師】 渡邊 泰秀 (ニューヨークオフィス パートナー)

【言語】 日本語

【お申し込み】 本セミナーにお申し込みを希望される方は、下記担当までお知らせ下さい。

担当: 會田 靖夏

e-mail: [shizuka.aida@xibcapital.com](mailto:shizuka.aida@xibcapital.com)

電話: 03-5219-1302